

## ふくしま移住希望者支援交通費補助金 申請手順

いつ	だれが	何をする		
原則、出発日の15日前まで	補助金申請者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福島県への現地活動の計画を立てる。</li> <li>・訪問先へのアポイントを取り、活動予定を記入した「現地活動計画兼報告書(第2号様式)」を作成。</li> <li>※交通手段(公共交通機関か自家用車か)によって様式が異なります。</li> <li>・福島県移住推進員(以下「移住推進員」)にメールで提出し、面談を行う。</li> </ul> <p>送信先メールアドレス iju_tokyo@pref.fukushima.lg.jp</p>		
	移住推進員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・メールの内容を確認し、補助金申請者との面談(またはビデオ通話や電話面談等)の日時と場所を調整する。</li> </ul>		
原則、出発日の5日前まで	補助金申請者 移住推進員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・面談(またはビデオ通話や電話面談等)を実施。</li> <li>・「現地活動計画兼報告書(第2号様式)」の内容が、補助金の交付要件に合致することを確認。</li> <li>・必要に応じて計画を修正。</li> </ul>		
出発日	補助金申請者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画に基づいて福島県内で現地活動を実施。</li> </ul> <p><b>【必ず訪問する場所】※どちらも訪問が必要。</b>            ◎移住を検討している市町村等(市役所・町村役場の移住相談窓口の担当者、福島県移住コーディネーター、福島ふるさと暮らし案内人など)            ◎民間事業者等(就職や就農等の面接先、不動産事業者、移住後の活動で連携を想定している人など)</p>		
帰着日				
原則、帰着日の10日後まで	補助金申請者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・活動実績を記入した「現地活動計画兼報告書(第2号様式)」を作成。</li> <li>・移住推進員にメールで提出し、確認を受ける。</li> </ul> <p>送信先メールアドレス iju_tokyo@pref.fukushima.lg.jp</p>		
	移住推進員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現地活動が補助金の交付要件に則って行われたことを確認するとともに、「現地活動計画兼報告書(第2号様式)」に記載漏れが無いことを確認し、補助金申請者に連絡。</li> </ul>		
帰着日の30日後又は3月15日のいずれか早い日まで	補助金申請者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移住推進員から確認の連絡を受けた後、次の書類を移住推進員に提出(郵送)。</li> </ul> <ol style="list-style-type: none"> <li>①補助金交付申請書(第1号様式)</li> <li>②現地活動計画兼報告書(第2号様式) ※事前に移住推進員の内容確認を受けたもの。</li> <li>③申請者の居住地を証する書類 (運転免許証、住民票等の写し)</li> <li>④補助の対象となる経費の領収書等の写し (利用日、往復の発着地が記載されたもの)</li> <li>⑤振込口座預金通帳の写し (口座番号、口座名義が確認できるもの)</li> </ol> <p>提出(郵送)先/〒102-0093            東京都千代田区平河町2-6-3(都道府県会館12階)            福島県東京事務所(移住推進員あて)</p>		
	県地域振興課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請書類の審査</li> <li>・申請者へ補助金交付可否の通知</li> </ul> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none;"> <b>【補助金交付ができる場合】</b>            ・申請者に「補助金交付決定通知書(第3号様式)」を郵送。            ・通知後、補助金を入金。         </td> <td style="width: 50%; border: none;"> <b>【補助金交付ができない場合】</b>            ・申請者に「補助金申請却下通知書(第4号様式)」を郵送。         </td> </tr> </table>	<b>【補助金交付ができる場合】</b> ・申請者に「補助金交付決定通知書(第3号様式)」を郵送。 ・通知後、補助金を入金。	<b>【補助金交付ができない場合】</b> ・申請者に「補助金申請却下通知書(第4号様式)」を郵送。
<b>【補助金交付ができる場合】</b> ・申請者に「補助金交付決定通知書(第3号様式)」を郵送。 ・通知後、補助金を入金。	<b>【補助金交付ができない場合】</b> ・申請者に「補助金申請却下通知書(第4号様式)」を郵送。			